

# 自己資本の充実の状況等について

2014年2月18日金融庁告示第7号「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示事項を開示しております。

## ■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(連結)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年9月末		2019年9月末
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	44,830		45,291
うち、資本金及び資本剰余金の額	15,514		15,514
うち、利益剰余金の額	30,271		30,687
うち、自己株式の額 (△)	674		676
うち、社外流出予定額 (△)	280		234
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	1,461		1,260
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	1,461		1,260
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	952		979
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	952		979
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,000		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	438		363
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	52		45
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 50,735		47,940
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	394	98	595
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	394	98	595
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	4,065	1,016	5,444
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 4,459		6,040
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 46,275		41,900
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	465,667		484,850
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 890		—
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	98		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、退職給付に係る資産	1,016		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,147		20,782
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 487,815		505,632
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.48		8.28

(単体)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年9月末		2019年9月末
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	44,608		45,058
うち、資本金及び資本剰余金の額	15,514		15,514
うち、利益剰余金の額	30,049		30,453
うち、自己株式の額 (△)	674		675
うち、社外流出予定額 (△)	280		234
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	931		953
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	931		953
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,000		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	438		363
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,978		46,374
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	393	98	591
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	393	98	591
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	2,547	636	4,121
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,941		4,713
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	46,037		41,661
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	463,578		482,888
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,269		-
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	98		-
うち、繰延税金資産	-		-
うち、前払年金費用	636		-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,004		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,822		20,432
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	485,401		503,321
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.48		8.27

# 自己資本の充実の状況等について

## ■定量的な開示事項

1.その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(連結)

(2018年9月末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

(2019年9月末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

## 2.自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(2018年9月末)

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
資産（オン・バランス）項目		
1. 現金	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-
7. 国際開発銀行向け	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	1	1
9. 我が国の政府関係機関向け	11	11
10. 地方三公社向け	-	-
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	231	231
12. 法人等向け	9,799	9,836
13. 中小企業等向け及び個人向け	5,287	5,279
14. 抵当権付住宅ローン	879	879
15. 不動産取得等事業向け	40	40
16. 三月以上延滞等	8	8
17. 取立未済手形	-	-
18. 信用保証協会等による保証付	114	114
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-
20. 出資等	454	445
(うち出資等のエクスポージャー)	454	445
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-
21. 上記以外	1,364	1,260
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	400	400
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	394	363
(うち上記以外のエクスポージャー)	568	496
22. 証券化（オリジネーターの場合）	10	10
(うち再証券化)	-	-
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-
(うち再証券化)	-	-
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	29	29
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 80	△ 80
計	(A) 18,152	18,068

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
資産（オフ・バランス）項目		
1. 任意の時期に無条件で取消可能または自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	1	1
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	28	28
5. NIFまたはRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	13	13
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	278	278
（うち借入金の保証）	278	278
（うち有価証券の保証）	—	—
（うち手形引受）	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—
9. 買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式または部分払込債券	65	65
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供または有価証券の買戻条件付売却若しくは売却条件付購入	13	13
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	29	29
カレント・エクスポージャー方式	29	29
派生商品取引	29	29
外為関連取引	29	29
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
計	(B) 430	430
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	(C) 44	44
中央清算機関関連エクスポージャー	(D) 0	0
信用リスク合計 (A) + (B) + (C) + (D)	(E) 18,626	18,543

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

# 自己資本の充実の状況等について

(2019年9月末)

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
資産（オン・バランス）項目		
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	1	1
9. 我が国の政府関係機関向け	9	9
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	151	151
12. 法人等向け	10,735	10,774
13. 中小企業等向け及び個人向け	5,462	5,454
14. 抵当権付住宅ローン	833	833
15. 不動産取得等事業向け	40	40
16. 三月以上延滞等	7	7
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	115	115
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	226	215
(うち出資等のエクスポージャー)	226	215
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外	1,244	1,146
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	300	300
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	404	370
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	538	475
22. 証券化	10	10
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	10	10
23. 再証券化	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	229	229
ルック・スルー方式	229	229
マंडレート方式	—	—
蓋然性方式250%	—	—
蓋然性方式400%	—	—
フォールバック方式1250%	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
計	(A) 19,068	18,990

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
資産（オフ・バランス）項目		
1. 任意の時期に無条件で取消可能または自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	19	19
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
5. NIFまたはRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	263	263
(うち借入金の保証)	263	263
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式または部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供または有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	13	13
カレント・エクスポーチャー方式	13	13
派生商品取引	13	13
外為関連取引	13	13
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
SA-CCR	—	—
派生商品取引	—	—
長期決済期間取引	—	—
期待エクスポーチャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポーチャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポーチャー	—	—
計	(B) 305	305
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	(C) 19	19
中央清算機関連関エクスポーチャー	(D) —	—
信用リスク合計 (A) + (B) + (C) + (D)	(E) 19,394	19,315

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

# 自己資本の充実の状況等について

## (2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び手法ごとの額

(連結)

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスク	2018年9月末		2019年9月末	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的手法	22,147	885	20,782	831
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスク	2018年9月末		2019年9月末	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的手法	21,822	872	20,432	817
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

## (3) 総所要自己資本額

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月末	2019年9月末
総所要自己資本額	19,512	20,225

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)

(単位：百万円)

	2018年9月末	2019年9月末
総所要自己資本額	19,416	20,132

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。



### 3.信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1)信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(連結)

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								左記に含まれる 三月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち 債 券		うち デリバティブ取引			
	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末
国 内 計	1,020,143	979,257	795,971	802,038	140,680	100,238	1,086	549	360	585
国 外 計	4,055	—	—	—	4,055	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,024,199	979,257	795,971	802,038	144,736	100,238	1,086	549	360	585
製 造 業	68,725	73,785	67,797	73,175	247	247	584	271	—	—
農 業、林 業	1,723	1,745	1,723	1,745	—	—	—	—	—	—
漁 業	162	194	162	194	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	163	101	163	101	—	—	—	—	—	—
建 設 業	20,867	21,420	20,499	21,051	368	368	—	—	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業	16,024	16,473	13,643	14,092	2,381	2,381	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,203	4,813	2,122	4,732	80	80	—	—	—	0
運 輸 ・ 郵 便 業	7,891	7,128	7,863	7,100	28	28	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	55,056	57,163	54,774	56,957	159	156	61	1	65	44
金 融 ・ 保 険 業	148,643	134,968	69,098	75,844	30,853	13,458	392	276	—	188
不 動 産 業	49,295	57,392	48,957	57,054	338	338	—	—	—	—
個人による貸家業	61,692	59,494	61,692	59,494	—	—	—	—	—	—
各種サービス業	90,673	98,799	90,602	98,730	66	64	—	—	22	19
国、地方公共団体	267,907	228,264	173,223	145,192	94,684	83,072	—	—	—	—
そ の 他	233,166	217,511	183,646	186,570	15,529	42	47	—	272	330
業 種 別 計	1,024,199	979,257	795,971	802,038	144,736	100,238	1,086	549	360	585
1 年 以 下	47,883	52,740	34,592	41,281	12,837	11,249	296	70		
1 年 超 3 年 以 下	84,227	79,491	60,500	62,991	23,120	16,089	606	410		
3 年 超 5 年 以 下	98,946	109,117	84,739	96,607	14,072	12,440	135	68		
5 年 超 7 年 以 下	84,818	77,158	66,276	61,780	18,542	15,378	—	—		
7 年 以 上	496,667	472,925	460,783	442,411	35,883	30,513	—	—		
期間の定めのないもの	211,654	187,824	89,078	96,965	40,280	14,566	47	—		
残 存 期 間 別 合 計	1,024,199	979,257	795,971	802,038	144,736	100,238	1,086	549		

(注)1.貸出金は私募債取引を含みます。 2018年9月末 12,017 2019年9月末 12,571  
2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含まれます。 2018年9月末 1,025 2019年9月末 850

3.2018年9月末は複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については地域別の区別ができないものは「国内計」に含まれます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含まれます。2019年9月末はリスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除いております。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っておりません。

(単体)

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								左記に含まれる 三月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち 債 券		うち デリバティブ取引			
	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末
国 内 計	1,018,396	977,697	796,572	802,700	140,449	99,958	1,086	549	315	543
国 外 計	4,055	—	—	—	4,055	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,022,451	977,697	796,572	802,700	144,505	99,958	1,086	549	315	543
製 造 業	68,725	73,785	67,797	73,175	247	247	584	271	—	—
農 業、林 業	1,723	1,745	1,723	1,745	—	—	—	—	—	—
漁 業	162	194	162	194	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	163	101	163	101	—	—	—	—	—	—
建 設 業	20,867	21,420	20,499	21,051	368	368	—	—	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業	16,024	16,473	13,643	14,092	2,381	2,381	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,203	4,813	2,122	4,732	80	80	—	—	—	0
運 輸 ・ 郵 便 業	7,891	7,128	7,863	7,100	28	28	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	55,056	57,163	54,774	56,957	159	156	61	1	65	44
金 融 ・ 保 険 業	149,349	135,669	70,034	76,824	30,622	13,178	392	276	—	188
不 動 産 業	49,295	57,392	48,957	57,054	338	338	—	—	—	—
個人による貸家業	61,692	59,494	61,692	59,494	—	—	—	—	—	—
各種サービス業	90,673	98,798	90,602	98,730	65	63	—	—	22	19
国、地方公共団体	267,907	228,264	173,223	145,192	94,684	83,072	—	—	—	—
そ の 他	230,713	215,251	183,310	186,253	15,529	42	47	—	227	288
業 種 別 計	1,022,451	977,697	796,572	802,700	144,505	99,958	1,086	549	315	543
1 年 以 下	48,009	52,943	34,718	41,484	12,837	11,249	296	70		
1 年 超 3 年 以 下	84,392	79,631	60,665	63,131	23,120	16,089	606	410		
3 年 超 5 年 以 下	99,256	109,437	85,049	96,927	14,072	12,440	135	68		
5 年 超 7 年 以 下	84,818	77,158	66,276	61,780	18,542	15,378	—	—		
7 年 以 上	496,667	472,925	460,783	442,411	35,883	30,513	—	—		
期間の定めのないもの	209,306	185,602	89,078	96,965	40,049	14,286	47	—		
残 存 期 間 別 合 計	1,022,451	977,697	796,572	802,700	144,505	99,958	1,086	549		

(注)1.貸出金は私募債取引を含みます。 2018年9月末 12,017 2019年9月末 12,571  
2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含まれます。 2018年9月末 1,006 2019年9月末 829

3.2018年9月末は複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については地域別の区別ができないものは「国内計」に含まれます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含まれます。2019年9月末はリスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除いております。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っておりません。



# 自己資本の充実の状況等について

## (2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中増減額

(一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中増減額)

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2018年9月期	878	74	952
	2019年9月期	902	76	979
個別貸倒引当金	2018年9月期	2,803	△ 617	2,185
	2019年9月期	2,297	△ 38	2,258
特定海外債権引当金	2018年9月期			
	2019年9月期			
合 計	2018年9月期	3,681	△ 543	3,137
	2019年9月期	3,200	38	3,238

(単体)

(単位：百万円)

		期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2018年9月期	857	73	931
	2019年9月期	881	72	953
個別貸倒引当金	2018年9月期	2,755	△ 622	2,132
	2019年9月期	2,249	△ 39	2,209
特定海外債権引当金	2018年9月期			
	2019年9月期			
合 計	2018年9月期	3,613	△ 549	3,063
	2019年9月期	3,130	32	3,162

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

当行及び連結グループでは、一般貸倒引当金について地域別、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(連結)

(単位：百万円)

			期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
			2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期
国	内	計	2,803	2,297	22	19	640	57	2,185	2,258
国	外	計	-	-	-	-	-	-	-	-
地	域	別 合 計	2,803	2,297	22	19	640	57	2,185	2,258
製	造	業	206	210	1	-	-	6	207	204
農	業	、 林 業	0	0	0	-	-	0	1	0
漁	業		-	-	-	-	-	-	-	-
鉱	業	、 採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建	設	業	1	0	-	-	0	0	1	0
電	気	・ ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情	報	通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運	輸	・ 郵 便 業	0	-	-	-	0	-	-	-
卸	売	・ 小 売 業	1,068	503	-	-	462	26	606	476
金	融	・ 保 険 業	-	188	-	-	-	-	-	188
不	動	産 業	578	565	-	-	12	6	565	559
個	人	に よ る 貸 家 業	8	27	20	-	-	17	29	10
各	種	サ ー ビ ス 業	580	480	-	-	116	1	463	479
国	、 地 方 公 共 団 体		-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の	他	358	320	-	19	48	-	310	339
業	種	別 計	2,803	2,297	22	19	640	57	2,185	2,258

(単体)

(単位：百万円)

			期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
			2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期
国	内	計	2,755	2,249	22	18	645	57	2,132	2,209
国	外	計	-	-	-	-	-	-	-	-
地	域	別 合 計	2,755	2,249	22	18	645	57	2,132	2,209
製	造	業	206	210	1	-	-	6	207	204
農	業	、 林 業	0	0	0	-	-	0	1	0
漁	業		-	-	-	-	-	-	-	-
鉱	業	、 採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建	設	業	1	0	-	-	0	0	1	0
電	気	・ ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情	報	通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運	輸	・ 郵 便 業	0	-	-	-	0	-	-	-
卸	売	・ 小 売 業	1,068	503	-	-	462	26	606	476
金	融	・ 保 険 業	-	188	-	-	-	-	-	188
不	動	産 業	578	565	-	-	12	6	565	559
個	人	に よ る 貸 家 業	8	27	20	-	-	17	29	10
各	種	サ ー ビ ス 業	580	480	-	-	116	1	463	479
国	、 地 方 公 共 団 体		-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の	他	310	271	-	18	53	-	257	290
業	種	別 計	2,755	2,249	22	18	645	57	2,132	2,209

(3)業種別または取引相手別の貸出金償却の額

(連結)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2018年9月末	2019年9月末
製 造 業	—	0
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	0
運 輸 ・ 郵 便 業	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	67	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—
不 動 産 業	1	—
個人による貸家業	—	—
各種サービス業	0	1
国、地方公共団体	—	—
そ の 他	22	46
業 種 別 合 計	92	48

(単体)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2018年9月末	2019年9月末
製 造 業	—	—
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	67	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—
不 動 産 業	1	—
個人による貸家業	—	—
各種サービス業	—	—
国、地方公共団体	—	—
そ の 他	18	40
業 種 別 合 計	87	40

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(連結)

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	2018年9月末		2019年9月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	369,615	20,972	316,638	18,198
10%	4,007	28,817	3,398	28,903
20%	33,188	—	23,530	—
35%	—	62,869	—	59,597
40%	—	—	—	—
50%	47,293	219	59,288	451
75%	—	173,676	—	179,004
100%	—	275,456	16,745	266,364
150%	—	131	—	81
200%	—	4,009	—	—
225%	—	—	—	—
250%	—	3,942	—	7,055
350%	—	—	—	—
650%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	454,104	570,095	419,601	559,656

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

(単体)

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	2018年9月末		2019年9月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	369,615	20,972	316,638	18,198
10%	4,007	28,817	3,398	28,903
20%	33,188	—	23,530	—
35%	—	62,869	—	59,597
40%	—	—	—	—
50%	47,293	174	59,288	409
75%	—	173,386	—	178,729
100%	—	274,353	16,745	265,468
150%	—	131	—	81
200%	—	4,009	—	—
225%	—	—	—	—
250%	—	3,632	—	6,708
350%	—	—	—	—
650%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	454,104	568,347	419,601	558,096

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

区分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	2018年9月末	2019年9月末
現金及び自行預金	13,046	13,841
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	2,189	2,061
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	15,236	15,903
適格保証	18,879	19,644
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	18,879	19,644

(注) 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

# 自己資本の充実の状況等について

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### (1) 与信相当額の算出に用いる方式

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

### (2) グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	2018年9月末	2019年9月末
グロス再構築コスト	50	29

(注) 1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については、記載を省略しております。

2. 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

### (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（ただし零を下回らないもの）及びグロスのアドオンにより算出した、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります（当行では、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引はないため、再構築コスト及びアドオンはネットしておりません）。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	2018年9月末	2019年9月末
派生商品取引	1,086	549
外国為替関連取引及び金関連取引	1,086	549
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—
合計	1,086	549

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

2. 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

### (4) グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。

### (5) 担保の種類別の額

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保金や引当の算定は行っておりません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保金や引当の算定は行っておりません。

### (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	2018年9月末	2019年9月末
派生商品取引	1,086	549
外国為替関連取引及び金関連取引	1,086	549
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—
合計	1,086	549

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

2. 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

### (7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

### (8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

## 6.証券化エクスポージャーに関する事項

### (1)銀行または連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行または連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る))

(原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行または連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る))

(証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳)

(当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略)

(証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳)

(保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳)

(証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳)

(自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)

(早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項)

#### ○資産譲渡型証券化取引に係る項目

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、資産譲渡型証券化取引の該当はありません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、資産譲渡型証券化取引の該当はありません。

#### ○合成型証券化取引に係る項目

(2018年9月末)

(単位:百万円)

	合計	原資産の種類
		事業者向け貸出債権
合成型証券化取引に係る原資産の額	629	629
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	-	-
当中間期損失額	-	-
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	-
当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの額	-	-
証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額	-	-
保有する証券化エクスポージャーの額	21	21
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-
告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額	21	21
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	-	-

(注)1.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

2.当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(2019年9月末)

(単位:百万円)

	合計	原資産の種類
		事業者向け貸出債権
合成型証券化取引に係る原資産の額	443	443
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	-	-
当中間期損失額	-	-
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	-
当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの額	-	-
証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額	-	-
保有する証券化エクスポージャーの額	21	21
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-
告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額	21	21
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	-	-

(注)1.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

2.当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)

(2018年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(2019年9月末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(単位:百万円)

	残高	所要自己資本
20%	-	-
40%	-	-
50%	-	-
100%	-	-
225%	-	-
350%	-	-
650%	-	-
1250%	21	10
合計	21	10

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(単位:百万円)

	残高	所要自己資本
20%	-	-
40%	-	-
50%	-	-
100%	-	-
225%	-	-
350%	-	-
650%	-	-
1250%	21	10
合計	21	10

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

# 自己資本の充実の状況等について

## (2) 銀行または連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳)

(2018年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。  
(2019年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(2018年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。  
(2019年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。

(自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)

(2018年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。  
(2019年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)

(2018年9月末)  
当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。  
(2019年9月末)  
当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(2018年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。  
(2019年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。

(銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(2018年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。  
(2019年9月末)  
連結グループ・単体とも該当ありません。

## 7.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### (1) 中間（連結）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間（連結）貸借対照表計上額

(上場している出資等または株式等エクスポージャー及びそれ以外の出資等または株式等エクスポージャー)

(単位：百万円)

	2018年9月末		2019年9月末	
	中間（連結）貸借対照表計上額	時価	中間（連結）貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	10,162		6,183	
上記に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	1,631		1,626	
合 計	11,793	11,793	7,810	7,810

(注) 1. 上場投資信託の一部については株式等エクスポージャーに含めております。  
2. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については、記載を省略しております。  
3. 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

### (子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	
	2018年9月末	2019年9月末
子会社・子法人等	78	78
関連法人等	4	4
合 計	82	82

### (2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	中間（連結）貸借対照表計上額	
	2018年9月期	2019年9月期
売却損益額	688	508
償却額	5	0

(注) 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

### (3) 中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ、中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
評価損益額	1,348	428

(注) 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。

### (4) 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

(2018年9月期)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(2019年9月期)

連結グループ・単体とも該当ありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(2018年9月末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(2019年9月末)

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,554
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	8,554
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マデット方式）	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	-

(注) 1. 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。  
2. ルックスルー方式とは、ファンド内の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し合算する方式です。  
3. マデット方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し個々の資産のリスク・アセットを算出し合算する方式です。  
4. 蓋然性方式とは、ファンドの組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%以下（または400%以下）である蓋然性が高いことを疎明できる場合に250%（または400%）のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
5. フォールバック方式とは、ルック・スルー方式、マデット方式、蓋然性方式のいずれも適用できない場合に1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

区分	2018年9月末		
	金利リスク量		
		預貸その他	有価証券
運用	△6,765	△5,755	△1,010
調達	5,423	5,423	-
金融派生	-	-	-
総金利リスク量	△1,342		

(注) 1. 連結グループは当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。  
2. 保有期間6ヶ月、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

(アウトライヤー基準に基づく標準的金利ショックによって計算される経済価値の増減額)

(単位：百万円)

区分	2018年9月末		
	金利リスク量		
		預貸その他	有価証券
運用	△9,567	△8,139	△1,428
調達	7,669	7,669	-
金融派生	-	-	-
総金利リスク量	△1,898		

(注) 保有期間1年、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

	2018年9月末
アウトライヤー比率	4.12%

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
		2019年9月末	2018年9月末	2019年9月末	2018年9月末
1	上方パラレルシフト	△4,770			
2	下方パラレルシフト	△1,134			
3	スティープ化	△2,065			
4	フラット化	-			
5	短期金利上昇	-			
6	短期金利低下	-			
7	最大値	△4,770			
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		2019年9月末		2018年9月末	
		41,661			